

港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策検討委員会  
東京湾における高潮対策検討WG報告事項

1. タイムラインを設定するためには、対応を開始するための契機を定めることが重要

対応を開始するための契機について、以下の事項が考えられる。

1) 海上保安庁(港長等)が東京湾の台風において、強風域、暴風域の予報円の接近から、港の状況<sup>※1</sup>を踏まえて発令する体制

第一警戒体制

台風の進路予測において、台風が東京湾に接近し、強風域(風速 15m/s 以上)がかかると予想される場合、その他、委員<sup>※2</sup>から荒天準備が必要と判断された場合、第一警戒体制を取るものとする。

第二警戒体制

台風の進路予測において、台風の暴風域(風速 25m/s 以上)が東京湾にかかる可能性が大である場合、すなわち、台風の暴風域と暴風警戒域の外側を結んだ線内に東京湾がある場合、その他、委員<sup>※2</sup>から警戒体制が必要と判断された場合、第二警戒体制を取るものとする。

※1：港域の広さ、タグボートの隻数、パイロットの人数、日没までの対応が可能な時間の確保等

※2：各港において、台風等の災害を防止するために必要な対策を樹立するため設置される対策委員会の構成員

2) 気象庁が東京 2 3 区に強風注意報、暴風警報を発表する基準

気象要素(風速)が基準に達すると予想した区域に対して発表<sup>※3</sup>

強風注意報：陸上 13m/s、海上 13m/s (平均風速)

暴風警報：陸上 25m/s、海上 25m/s (平均風速)

※3：暴風警報は、暴風が予想される 3~6 時間前に、暴風の予想される時間帯や予測値を明示して発表される。また、暴風となる可能性が高いと予想される場合には、暴風となる 6~24 時間前に、暴風警報に切り替える可能性が高い旨に言及する強風注意報が発表される。

注意報、警報だけで、高潮の小中規模、大規模を判断することは困難であるが、高潮警報等で発表される予想最高潮位の値を基に規模の予測をすることが可能。

ただし、上述のように対応開始の契機としては、複数考えられるため、それぞれの契機に対して余裕時間及び予測値の見極めが必要。

また、海上関係者と陸上関係者が連携する場合、情報の捉え方の温度差に留意する必要がある。

## 2. その他特筆すべき事項(東京湾特有)

### 1) 高潮注意報等発表基準

東京湾内における高潮注意報等の発表基準には、現地の状況、自治体の意見を踏まえ、細かく設定されている場合がある。

### 2) 住民への対応

住民への対応は、都では区、県では市町村の防災部局。

### 3) 高潮への対応主体

港湾管理者としての対応は少なく、指定管理者を含む施設管理者による対応が主となる。

### 4) 東京湾内における利用形態

沿岸部の利用形態によって、現地盤高さは大きく異なっており、地理情報を考慮する必要がある。

## 3. マニュアルに記載すべき項目や事項

[タイムラインを活用するに際して]

### 1) マニュアル適用の可否を判断するための情報

### 2) 高潮の規模を事前に予測するための情報

①地盤高さ、潮位偏差に係る気象・地域情報の所在

②判断、予測を行うためのフローチャート

[参考資料]

### 1) 気象・災害情報の発表基準、情報入手方法

### 2) 既往防災委員会等に係る情報(当該委員会からの情報の入手方法など)

### 3) 事例集

①被災事例(事後分析を含む)

②対策事例(余裕時間の設定)

③連携事例

④情報共有事例

以上